附則第一条第十五号中「附則第九条第十一項」を「附則第九条第六項」に改める。

附則第七条第二項中「三十年新法」を「三十年一月新法」に、「市町村民税の所得割」を「個人の市町村民税」に改め、同条第四項中「附則第一条第八号」を「附則第一条第九号の二」に、「附則第九条第七項」を「附則第九条第二項」に、「二十九年新法」を「三十年四月新法」に、「二十九年旧法」を「三十年四月旧法」に改める。

附則第九条第二項から第六項までを削り、同条第七項中「二十九年新法」を「三十年四月新法」に、「附則第一条第八号」を「附則第一条第九号の二」に、「二十九年旧法」を「三十年四月旧法」に改め、同項を同条第二項とし、同条第八項を同条第三項とし、同条第九項中「三十年新法」を「三十年一月新法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第十項中「三十年新法」を「三十年一月新法」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十一項を同条第六項とする。

附則第十二条第七項中「、二十八年新法」を「、地方税法」に、「(二十八年新法」を「(同法」に、「掲げる二十八年新法」を「掲げる同法」に改める。

附則第十六条第二項及び第三項中「三十年新法」を「三十年一月新法」に改め、同条第五項中「二十九年新法」を「三十年四月新法」に、「附則第一条第八号」を「附則第一条第九号の二」に、「二十九年旧法」を「三十年四月旧法」に改める。

附則第十七条第二項中「新法第三百四十九条の三第三十四項」を「地方税法第三百四十九条の三第三十二項」に改める。

附則第二十条第七項中「、二十八年新法」を「、地方税法」に、「(二十八年新法」を「(同法」に、「掲げる二十八年新法」を「掲げる同法」に改める。

附則第二十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)」を付し、同条中「及び次条」を削る。

附則中第二十六条を削り、第二十七条を第二十六条とし、第二十八条から第三十二条までを一条ずつ繰り上げる。

(地方財政法の一部改正)

**第七条**　地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の四第一項中「交付金をいう。以下この条」の下に「及び第三十三条の五の九」を加える。

第三十三条の五の三中「及び地方税法」を「、地方税法」に改め、「交付金」の下に「及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金(第三十三条の五の九において「法人事業税交付金」という。)」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第三十三条の五の六の見出しを「(廃止前暫定措置法に係る地方債の特例)」に改め、同条中「当分の間、各年度において地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の施行」を「平成二十九年度及び平成三十年度に限り、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下この条及び第三十三条の五の九において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法(平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)をいう。以下この条において同じ。)第三章(第二十二条の表国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の項を除く。)及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第四章の規定」に、「においては、当該」を「には、当該各年度の」に改める。

第三十三条の五の八の次に次の一条を加える。

(地方税法の改正に伴う地方債の特例)

**第三十三条の五の九**　地方公共団体は、当分の間、各年度において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号)、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四号)及び平成二十八年地方税法等改正法の施行により、都道府県にあつては道府県民税の法人税割の減収額及び法人事業税交付金の交付額の合算額が地方消費税の増収額を超える場合には、市町村にあつては市町村民税の法人税割の減収額が法人事業税交付金の収入額及び地方消費税交付金の増収額の合算額を超える場合には、これらの減収により財政の安定が損なわれることのないよう、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

**第八条**　地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次及び第二章の章名中「税率」を「税率等」に改める。

第二条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の一・九」とあるのは「百分の〇・三」に、「「百分の四・六」を「「百分の二・七」に、「百分の二・三」を「百分の〇・五」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の三・六」とあるのは「百分の〇・七」に、「第一項から第三項まで」とあるのは「地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号。以下「暫定措置法」という。)第二条の規定により読み替えて適用される第一項から第三項まで」と、「第一項各号」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えて適用される第一項各号」と、「第二項」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えて適用される第二項」と、「第三項各号」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えて適用される第三項各号」と、同条第八項中「第一項から第三項まで及び前項」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えて適用される第一項から第三項まで及び前項」と、「を「一・二」とあるのは「一・二(第一項第一号ハ及び第三項第一号ハに定める率については、二)と、」に改め、「第七十二条の二十四の七第一項第二号」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えられた第七十二条の二十四の七第一項第二号」と、「を削り、「附則第九条の二」を「第一項(附則第九条の二」に、「暫定措置法第二条の規定により読み替えられた附則第九条の二」を「第一項(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号。以下「暫定措置法」という。)第二条第一項の規定により読み替えられた附則第九条の二」とあるのは「第三項(暫定措置法第二条第一項の規定により読み替えられた附則第九条の二」と、「前項(附則第九条の二」とあるのは「前項(暫定措置法第二条第一項の規定により読み替えられた附則第九条の二」と、「、附則第九条の二」とあるのは「、暫定措置法第二条第一項の規定により読み替えられた附則第九条の二」に改め、同条に次の一項を加える。

2　地域再生法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第　号)の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税についての地方税法附則第九条の二の二第一項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の二十」とする。

第三条第五号中「及び第七十二条の四十九の四」を「、第七十二条の四十九の四及び附則第九条の二の二」に改める。

第九条第一号及び第十三条第一項第一号中「百分の九十三・五」を「百分の四百十四・二」に改める。

第三十三条第二項第一号中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止)

**第九条**　地方法人特別税等に関する暫定措置法は、廃止する。